

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年2月3日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 保健福祉部保健福祉企画室
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成23年8月24日
  - (2) 本監査実施日 平成23年9月13日
- 3 監査結果の公表の日 平成23年10月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
産業廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが1件、99,750円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	産業廃棄物の処理費用の支出については、支出科目の確認を行う等チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
物品の管理に当たり、重要物品管理表を整理していないものが6件、8,720,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	重要物品管理表の整理については、当該重要物品の処分に係る物品所管換通知票を平成23年9月20日付けで出納局長宛て提出した。 今後は、保健福祉部内各室課との連携を更に図る等チェック体制を強化し、再発防止に努める。